実施

平成二十九

年

一 月

六

日

金曜日

第

千

八

百

+

号

目

次

告

示

公 示 保安林の指定

道路の供用開始 道路の区域変更

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の 県営土地改良事業の変更計画の決定

(商業・金融課

地 整備課 \equiv

四

(交通指

導 課 道 路 維

岐阜県告示第一号

告

示

持課)

(飛驒農林事務所)

同

 $\equiv \equiv -\stackrel{\land}{\wp}$

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古 田

ļ	類の道 種路			
南木曽	路 線 名			
六地先まで 四六五九番	区間			
後	前	別前変区 後更域		
· 一字 0	ポ 二 ニ ニ	ル (メート ト 幅		
\\`\=\ 0	学 0	ル _{(メート} 長		
		備		
		考		

岐阜県告示第二号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

毎週

(金曜日)

発行

平成二十九年一月六日

類の道 種路]	平成	課及び岐っておい。道路法	岐 岐阜県告示第三号	阜	県	公	果道	ম	Z成 29 年 1	月6日 類の道 種路	(2)
路 線 名		平成二十九年一月六日	課及び岐阜県可茂土木事務門を開始するので告示する。「日を開始するので告示する。」	示第 三 号	養 羽 老島 線			路 線 名				
区		月六日	課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供			まで 無番地先 (一〇七四番二) まで	から 無番地先 (一〇八九番二) を表のである。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 とる。 と	までまで、一〇ノナ者二	同郡同町烏江官公有〇)から	無番地先(一六七二番一養老郡養老町栗笠官公有	区間	
	岐阜知事		覧けんられる第二			後	前	B &	Α	前 A	別前変は後更は	—
ル (延) メ ー ト長	事		ッる。 一週間 岐阜 一項の規			· 一章	三季	· 元 デ 八	☆ 元 六 八	赤	ル ₍ 員) メー・(ト・「	対しい。
の開開出	田		学県・土整備			二四八〇	二四八 0	三三七、六	三四七	三四七	ル _{(メート} 長	H
ほ示変決 (備か年更定区) 一月の又域 日告はの考	鞶		備 部道路維 持							に係BA 長図は及 示面関び	備考	肇
の森林を保 ・	ーー に 備(えー	((_) 3 2	(-)	三指	二		亚	項の利用が	な森り	支 章	県道
の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次岐阜県告示第五号	に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所	次のとおりとする。	立市	- 主伐は、択伐による。 立木の伐採の方法	指定施業要件	落石の危険の防止指定の目的にリオーゼのニミナナ	ままで 川丁二に しし保安林の所在場所	平成二十九年一月六日 岐阜	項の規定により告示する。	の除林を呆安林こ旨定するので、司去第三十三条第六頁で集用する司去第三十三条第一森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次単『『台元章』』『	文 APT	道 七 宗線 一 一 一 地先まで 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
第二	谷		C C					岐阜県知事	Í	へ 五で 条		
第六項で準用・	(草県飛驒農	į	樹ものとする					古	<u> </u>	単の		九 季 〇
第六項で準用する同法第二十五条の二第二項の担	《阜県飛驒農林事務所及	1 2	樹種ものとする。					古田	<u>≥</u>	単用する司法室の二第二項の担		元 元 元 成 · 六

(3) 平成29年1月6日 岐 公 報 第2811号 阜 県 二 指定の目的 Ξ 項の規定により告示する。 及び可茂県事務所において縦覧に供する。 の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。) なお、その意見書は平成二十九年一月六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により意見書** 平成二十九年一月六日 指定施業要件 落石の危険の防止 保安林の所在場所 平成二十九年 | 月六日 高山市丹生川町大沼字アザミ五の一・五の三 (以上二筆について次の図に示す部分 **「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛驒農** 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐は、択伐による。 公 示 岐阜県知事 岐阜県知事 古 古 田 田 十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 (届出事項 新設 意見の概要 平成二十九年一月六日 施行に係る地区名 可児市長の意見 可児市中恵土二三七一番地六 建物の名称及び所在地 ・適正な明るさの照明を設置してください。 (仮称) 可児中恵土複合店舗 必要な範囲以内を照明してください。 歩行者、運転者等に対して不快なグレア (眩輝) を与えないようグレアの制限を 居住者への睡眠等の生活の妨げにならないよう、近隣建物への影響を及ぼさない 光害について 事業所敷地内の自動車の走行音について苦情が出ないように対策をしてください。 荷さばき施設の作業音について苦情が出ないように対策をしてください。 駐車場の騒音について苦情が出ないように対策をしてください 騒音の対策について ください。 事業者に起因する苦情が発生した場合は、事業者の責任において適正に対処して 周辺への影響について 農作物に障害光を与えないようにしてください 行ってください。 ようにしてください。 県営土地改良事業の変更計画の決定 縦 外 覧 場 岐阜県知事 所

縦

覧

期

閰

古

田

1

駐車監視員資格者講習

格同等認定審査を次のとおり実施します。 岐 駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施 田阜 頭期 池地 X 岐 阜 市 役 所 同平成二九・・

六六 まか

5

受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

く。) の午前九時から午後五時まで

平成二十九年一月十日 (火) から一月二十日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除

6

提出書類等

一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号口の規定による駐車監視員資 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。) 第五十一条の十三第

平成二十九年一月六日

講習の期日及び時間 第一日

平成二十九年二月六日 (月)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

第二日

(二)

平成二十九年二月七日 火

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

第三日 (修了考査)

(≡)

平成二十九年二月十三日 (月)

受付時間 午後一時三十分から午後一時五十分まで

考査時間 午後二時から午後三時まで

講習の場所

2

岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 受講定員

三十人

4 受講申込受付期間

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 伯

講習手数料

トルのもの)

収入証紙納付書

上三分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチメー

受講申込書に貼付する写真一枚(受講申込み前六月以内に撮影した無帽、正面

駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。

二〇、〇〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

受講申込方法

8

び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、受講申込書等は、岐阜県警察 ホームページからも入手することができます。 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて受講申込書及

岐阜県警察ホームページアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/police/

- 受講申込書に写真を貼付してください。
- 印しないこと。)。 収入証紙納付書に二〇、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください (消
- 本人が直接持参して申し込んでください。 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、5の受講申込先に受講者
- スポート等の顔写真入りの公的証明書) を提示してください。 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書 (運転免許証、パ

- 8四以外の方法による申込みは、受け付けません。
- 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
- 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
- てください。また、修了考査日には、認印を持参してください。 講習及び修了考査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参し

(五) て駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。 二日間(十四時間)の講習を受講後、 修了考査 (一時間) に合格した者に対し

駐車監視員資格同等認定審査

認定考査の期日及び時間

平成二十九年二月十三日 (月)

受付時間 午後一時三十分から午後一時五十分まで

考査時間 午後二時から午後三時まで

2

認定考査の場所

岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

認定考查受検資格

3

次のいずれかに該当する者であること。

て三年以上である者 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算し

確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上であ

一又は二に掲げる者と同等の経歴を有する者

4 申請受付期間

平成二十九年一月十日 (火) から一月二十日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除

岐

く。) の午前九時から午後五時まで

5

申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

- 6 提出書類等
- 認定申請書

のもの) 分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチメートル 認定申請書に貼付する写真一枚 (申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三

3のいずれかに該当することを証する書面

収入証紙納付書

7 認定手数料

5)

四 五〇〇円 (岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

> び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、認定申請書等は、岐阜県警察 ホームページからも入手することができます。 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて認定申請書及

岐阜県警察ホー ムページアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/police/

認定申請書に写真を貼付してください

しないこと。)。

収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください (消印

が直接持参して申請してください。 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、5の申請先に申請者本人

ポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書 (運転免許証、パス

その他

8四以外の方法による申請は、受け付けません。

一旦納入した認定手数料は、還付しません。

てください。 認定考査には、駐車監視員資格者認定考査受検票、筆記用具及び認印を持参し

認定考査に合格した者に対して認定書を交付します

注意事項

途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。 条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一

2 監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車 **が由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。**

3 認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはでき 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確

講習及び審査に関する問合せ先

四

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八二七一二四二四 内線五一二四